



第1章 計画の策定に当たって



1 計画策定の趣旨

少子高齢化や核家族化が進み、住民同士のつながりが薄れる中で、これまで家族や地域の支え合いによって解決されてきたことが、今では社会的孤立等として問題になっています。また、8050問題やダブルケア、ヤングケアラーといった制度の狭間で支援が届かないケースや、個人・世帯単位で複数の問題が重なるケースも増えており、従来の縦割り支援(分野ごとの支援)では対応が困難になっています。

このような現状に対応するため、このたび、松前町(以下「本町」という。)では、「松前町地域福祉計画」(以下「本計画」という。)を策定し、個別の福祉分野で推進してきたこれまでの取組を評価するとともに、国・県の動向を踏まえ、本町の地域福祉に関する取組の方向性を示す指針とします。

なお、市町村では、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(成年後見制度利用促進法)に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」、「再犯の防止等の推進に関する法律」(再犯防止推進法)に基づく「再犯防止推進計画」、「生活困窮者自立支援法」に基づく「生活困窮者自立支援計画」の策定が求められていることから、本計画は、これらの計画の内容を包含するものとします。

